

施設内感染予防対策指針

感染対策指針の目的

この指針は、感染の予防・再発防止対策及び集団感染事例発生時の適切な対応等施設における感染対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い介護サービスの提供を図ることを目的とする。

(1) 感染対策に関する基本的な考え方

感染の予防に留意し、感染症の発生の際には、その速やかな特定、制圧終息を図ることは、高齢者介護施設にとって重要である。施設内感染予防対策を全職員が把握し、指針に沿った介護が提供できるよう、本指針を作成する。

(2) 感染予防委員会

施設内で発生する感染症に関する組織的対策及び予防に関し必要な事項を協議するため、感染予防委員会（以下、委員会）を設置する。

委員会は毎月 1 回開催する。また、必要に応じて臨時委員会を開催する。

【感染対策事項】

1. 施設内感染防止のための調査、研究に関すること。
2. 施設内感染防止のための通知および教育に関すること。
3. 施設内感染防止のための対策に関し必要と思われる事項。
4. 施設長の諮問事項、その他、感染防止に関連すること。

(3) 職員研修に関する基本方針

1. 感染予防対策の基本的な考え方および具体的対策について職員に周知徹底を図ることを目的とする。
2. 職員研修は年 2 回程度開催し、出席できなかった職員には伝達研修を行う。また必要に応じて随時開催する。

(4) 感染症の発生状況の報告に関する基本指針

施設内で発生した感染症の発生状況や原因に関するデータを継続的に収集して、的確な感染対策を実施できるよう早い段階で受診し、管轄の保健所（以下、保健所）および担当医師の指示を仰ぐ。

(5) 感染発生時対応に関する基本指針

1. 早い段階で受診し、担当医師の指示を仰ぎ、迅速な対応が取れるよう、情報管理を適切に行う。

2. 感染の原因特定のため、症状のタイプや種類等フィードバックする。
3. 個々の感染症例は、担当医師の指示に従い対応する。
4. 集団発生あるいは異常発生が見られる時には、原因排除および感染拡大の阻止に努める。
5. 上記4の集団発生が認められた場合、保健所および事業所を管轄する市・府に対し速やかに報告し、助言・指導を求める。
6. 委員会の判断により、面会の制限等が生じた場合には、速やかに入居者（利用者）家族に連絡する。
7. 入居者（利用者）・家族等へ疾病の説明とともに、理解を得た上で、感染対策に協力を求める。

(6) その他、当施設における感染対策推進のために必要な基本方針

1. 職員は感染対策マニュアルに沿って、手洗いの徹底、マスクの励行等、常に感染予防に努める。
2. 職員は自らが感染源とならないよう、健康管理に留意するとともに、ワクチン接種によって感染が予防できる疾患については、適切にワクチン接種を行う。
3. 入居者（利用者）、職員共に必要なワクチン接種率を高めるように努める。
4. 職員は感染対策マニュアルに沿って、スタンダードプリコーションの徹底、防護具の使用、職業感染の防止に努める。

附則 この指針は令和2年6月1日から適用する